

添加物「亜塩素酸水」に係る審議経緯について

- 添加物「亜塩素酸水」については、平成 19 年 12 月、平成 20 年 2 月に開催された第 52 回、第 55 回添加物専門調査会において審議を行い、平成 20 年 6 月に厚生労働省に評価結果を通知している。
- 平成 20 年 3 月から 4 月まで国民からの意見・情報を募集した結果、遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が添加物「亜塩素酸水」に混入する可能性が指摘されたことから、平成 20 年 5 月の第 58 回添加物専門調査会において審議を行い、添加物「亜塩素酸水」について評価結果をとりまとめることにした一方、臭素酸の混入の問題については、厚生労働省に対し、付帯事項として以下の事項を食品安全委員会に報告することを求めることとされた。（参考資料 1 - 1、1 - 2）
 - 臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること
- 今般、厚生労働省より、付帯事項について報告がなされ、それと共に、添加物「亜塩素酸水」の製造基準案として「亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウムでなければならない」とすることについて、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に対して、食品健康影響評価の依頼がなされた。
- なお、臭素酸については、化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会での議論に基づき、食品安全委員会で評価結果を有している（参考資料 1 - 3）。